

# 第 1 章 関係法令（有害業務に係るもの）

## 1 安全衛生体制

### (1) 衛生管理者の選任

#### ◆ 事業場の規模と衛生管理者の選任数

| 事業場の規模          | 衛生管理者数    |
|-----------------|-----------|
| 50人以上200人以下     | 1人        |
| 200人を超え500人以下   | 2人        |
| 500人を超え1000人以下  | 3人        |
| 1000人を超え2000人以下 | 4人（内1人専任） |
| 2000人を超え3000人以下 | 5人（内1人専任） |
| 3000人を超える場合     | 6人（内1人専任） |

### (2) 第一種衛生管理者

清掃、医療、運輸、農林畜水産、製造、電気、ガス、水道等の業種

□□ (1)と(2)は二種の範囲でも学んだことの復習。このあとの衛生管理者の専任要件や産業医の専属要件も併せて振り返っておくことが大切。

### (3) 衛生管理者の専任要件と、衛生工学衛生管理者

500人超の労働者を使用し、坑内・一定の有害業務等に常時30人以上が従事する事業所では、衛生管理者の内、専任が1人必要。また500人超の事業所で特定の有害業務に常時30人以上が従事する事業所では、1人は衛生工学衛生管理者でなければならない（労働者が1000人超の場合の衛生管理者専任要件も忘れないこと。）。

☐ 坑内・一定の有害業務等とは、2. 労働基準法関連(1)に記載されている業務をいう。

☐ 特定の有害業務とは、2-(1)①のイ、ハ、ニ、ホ、リの各業務。

### (4) 産業医の専属要件

1000人以上の労働者を使用する場合は、産業医は専属でなければならない。また常時500人以上の労働者が一定の有害業務や深夜業を含む業務に就いている事業所でも産業医は専属でなければならない。

(注) 有害業務における安全管理体制は100%出題されているので、確実に理解をしておきたい。第二種のエリアで学んだ内容とも合わせて複合的に覚える必要がある。

設問は事業所の衛生管理体制が箇条書きに羅列され、その中で誤りである項目を指摘させるというパターンが一般的だが、解答の正解選択肢となる内容は、「衛生管理者の専任要件」「産業医の専属要件」であることが多い。「○内容に誤りはない」が正解になることもあるので注意が必要である

## (5) 作業主任者

現場の労働者を指揮し、機械や安全装置の点検を行う者。免許試験が必要な業務と、技能講習終了で取得できる業務がある。

|      |                                                   |
|------|---------------------------------------------------|
| 免許試験 | 高圧室内作業                                            |
|      | エックス線関連業務                                         |
|      | ガンマ線関連業務                                          |
| 技能講習 | 酸素欠乏危険場所業務（サイロ・むろ・倉庫・ピット）                         |
|      | 鉛業務                                               |
|      | 四アルキル鉛業務                                          |
|      | 特定化学物質取扱業務（第3類でも必要なので要注意！アンモニア、塩化水素、硫酸、硝酸、二酸化硫黄等） |
|      | 有機溶剤取扱業務（第3種でも必要）                                 |
|      | 石綿等（粉じんは対象外）                                      |

### 【要チェックポイント】

作業主任者選任は必出問題であり、『作業主任者が必要な業務は次のうちどれか』という問題は高確率で出題されている。上表そのままに答えが得られることもあるが、深い知識がないと解説できないこともある。例えば・・・

- A 乾性油を入れてあるタンクの内部における作業
- B 石炭を入れてあるホッパーの内部における作業
- C 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れの業務に係る作業

上記3題は実際に出題された内容である。

AとBの業務は言葉として直接は出てこないが『酸素欠乏危険場所業務』であり、作業主任者が必要である。

Cの作業は鉛業務であることから、それだけで即断すると作業主任者が必要な業務だと思ってしまうそうだが、鉛業務の中で作業主任者の選任が必要なのは、労働安全衛生法施行令別表第四第1号から第10号までに掲げる鉛業務であり（労働安全衛生法施行令第6条19号）、Cの作業はその業務に該当しないため、作業主任者の選任を要しない。そこまで知識を求められるのは辛いところだが、この機会にCの事例を覚えておきたい。